

# 福岡県公報

平成十七年五月十三日  
第二千三百八十六号  
増刊 ①

## 目次

規則(第四十九号)

○福岡県主要農作物指定種子生産場等の場審査及び生産物審査規則  
の一部を改正する規則

(農業振興課) .....一

## 規則

福岡県主要農作物指定種子生産場等の場審査及び生産物審査規則の一部を改正する。  
規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年五月十三日

福岡県知事 麻生 渡

## 福岡県規則第四十九号

福岡県主要農作物指定種子生産場等の場審査及び生産物審査規則の一部  
を改正する規則

福岡県主要農作物指定種子生産場等の場審査及び生産物審査規則(昭和二十八年福  
岡県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 普及指導員

第二条中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第六条中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行  
福岡県市  
(博多区東公園七番  
総務部行政経営企画課)

販印  
壳刷  
株福岡市  
式市東区箱  
会社崎ふ  
川頭六島  
丁目弘文  
番文四  
二社号

定価  
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)